

広島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市芦田町大字下有地五六九番二地先から 福山市芦田町大字下有地五一七番一地先まで	八・五〇 一三・九〇	九・八〇 一九・四〇		一一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 メートル